

様式第2号

平成21年度 安曇野市地域包括支援センター運営協議会(第2回) 会議概要

|           |           |  |
|-----------|-----------|--|
| 1         | 審議会名      | 第2回安曇野市地域包括支援センター運営協議会   |
| 2         | 日 時       | 平成21年11月24日 午後1時から午後2時40分まで  |
| 3         | 会 場       | 穂高健康支援センター 集団指導室   |
| 4         | 出席者       | 宮澤会長、二村副会長、三枝委員、三澤委員、小穴委員、田村委員、唐沢委員、齊藤委員、勝山委員、上條委員、樋口委員  |
| 5         | 市側出席者     | 丸山健康福祉部長、小川高齢者介護課長、稲葉介護予防係長、市地域包括支援センター(中澤主任介護支援専門員、高橋主任介護支援専門員、酒井保健師、岩原社会福祉士)、東部地域包括支援センター(沓掛主任介護支援専門員、松澤保健師、藤澤(宏)保健師、細沼社会福祉士   |
| 6         | 公開・非公開の別  | 公開   |
| 7         | 傍聴人       | 0人 記者 0人   |
| 8         | 会議概要作成年月日 | 平成21年12月14日  |
| 協 議 事 項 等 |           |  |
| 1         | 会議の概要     |  |
| 1         | 開 会       |  |
| 2         | 会長あいさつ    |  |
| 3         | 議 題       |  |
|           | (1)       | 平成21年度介護予防ケアマネジメント委託先事業所の承認について  |
|           | (2)       | 平成21年度地域包括支援センター事業中間報告   |
|           | 1.        | 総合相談事業   |
|           | 2.        | 介護予防ケアマネジメント事業   |
|           | 3.        | 包括的・継続的ケアマネジメント事業  |
|           | 4.        | 特定高齢者事業  |
|           | 5.        | 権利擁護事業   |
|           | (3)       | 安曇野市東部地域包括支援センター移転後の検証報告について   |
|           | (4)       | 地域包括支援センター3箇所目の設置の承認について   |
| 4         | その他       |  |
| 5         | 閉 会       |  |
| 2         | 審議概要      |  |
|           | (1)       | 平成21年度介護予防ケアマネジメント委託先事業所の承認について  |
| 事 務 局     |           | : 居宅介護支援事業所あんずの木、居宅介護支援事業所梓峰、アルピコ通商介護支援センターふれあいの3事業所の承認について提案する。   |
| 会 長       |           | : 承認でよいか。<br>…承認…  |
|           | (2)       | 平成21年度地域包括支援センター事業中間報告について   |
| 事 務 局     |           | : 9月30日までの前期報告について、総合相談事業は同時期と比べて439件増えている。介護相談の増加が見られる。複合的で長期的に関わるケースが増えてきている。介護予防ケアマネジメント事業について、ケアプラン作成件数は増えてきている。当初より37件の増加が見られる。予防プランの委託状況は社協が多くなってきている。包括のプラン作成が業務量の大部分を占めているが、それは委託件数と関係があり、委託の割合が伸びてきている。包括的・継続ケアマネジメント事業はそれぞれのブロック(穂高、豊科・明科、三郷・堀金)で月1回開催している。その他、全体の研修会、広報だよりの発行をしている。特定高齢者事業は、個別訪問、電話等で状況把握をし、アセスメント後は教室参加、 |

一般高齢者、教室参加希望なしとなっている。教室参加希望の方には運動教室の元気アップ教室、口腔維持向上としてお達者クラブ、そして訪問指導での対応をしている。今年度の特定高齢者数は591人となっている。元気アップ教室は市直営及び社協、ニチイ、JAに教室の委託、お達者クラブは歯科医師会に委託している。権利擁護事業は高齢者虐待防止関係、成年後見制度利用支援関係、消費者被害防止関係、その他の権利擁護関係について報告する。高齢者虐待報告では上半期7件で昨年同時期より、減少している。通報相談者はケアマネからが多くなっており、本人・養護者からはない。

《質疑》

委員：包括に相談しました施設内での虐待のケースがあった。グループホームの虐待について家族、職員から相談のあったケースだが、直接施設内に調査ができないということでした。この経過はどのようになっていたのか気になる。職員による虐待であったとのことだが、はじめに相談したときに証拠がないとのことだった。ただ、虐待は一般に証拠はないものだと思う。類にあざがあってもこれは転んだものと言われればそれまでだし、言葉による虐待が多ければ分からないことだと思う。

会長：皆さんは、このご意見に対してどうか。

委員：私は老人保健福祉施設にいる者だが、職員による内部告発がないと表面には出てこない気がする。利用者側としては、本人が虐待を受けていたとしても訴えることでここを利用できなくなる。黙っていれば何とかなる。そういう心理が働くと思う。同じ職場の誰かが勇気を持って訴えることが大事だし、知りえた者は施設に入っていく方法があればよいと思う。

委員：包括としては虐待についての調査権があると思う。法務局で相談をしたのだが、包括には調査ができるとのことだし、松本市ではこのようなケースで調査が入ったと聞いた。安曇野市ではどうなのかなと思う。難しければ法務局も一緒に介入という話にもなったのだが残念なことにその方は亡くなってしまった。今後、このようなことが起きないようにするにはどうしたらよいか。大きい施設ではケアマネが入ることも可能だが、グループホームや認知症の対応のところでは入りにくい現状がある。

委員：認知症だと本人からの報告はないので、第三者が訴えるしかないと思う。この報告にあるように本人・家族から報告がないのはそういうことかなと思う。

委員：前に高齢者虐待防止ネットワーク会議で話し合われたことだが、どういったことが虐待にあたるのかを知らずにやっている職員、知識不足の職員がいると思う。なので、職員が学ぶ機会を1年に1度行うことや開設のときは研修を義務づけるということが必要だと思う。実際のところ是对応の際に難しいことがあると思うが、包括支援センターには立入調査権もあるので、通報があった際は思い切って行ってみる。事情を聞かせてもらいたいと入るだけでも施設では考える機会になるので、勇気をもって立ち入って事情を聞くことをしてもらいたいと思う。

会長：今後、このような場合、どのようにしたらスムーズに解決をしていくか、そのあたり何か提案がないか。

委員：調査権がありますので、即対応ではないか。

会長：対応の手順についてはどうか。たとえばケアマネが情報を聞いて地域包括支援センター運営協議会に伝える、そこで臨時会議のようなものを持って検討するなど。そのようなものがないと動けといっても、動くことは難しいと思うが。

委員：高齢者虐待防止マニュアルでは通報があった際は即対応としている。行政の対応について聞きたいと思う。本当に証拠がないと動けないのか。

委員：包括の中でどの部署でどの方が対応するのかを聞きたい。

事務局：その方のケースについて、ご本人また家族から直接相談があったわけではなくてケアマネの方からあった。そのケアマネも知り合いの施設職員からの情報だったので、本当のところどうかと事実確認をしていた。ケアマネの方に働きかけて、その職員と話しをするように連絡をとっていた。またご家族の方は毎週、施設にも行っているとのことだったのでどのように考えているのかそのあたりも確認するように話をしていた。そのような中で、ターミナルケアとなってしまう亡くなられた。また保険者の介護保険係がその施設の運営委員会参加の際に、介護状況等聞く機会があり確認すると、とくに問題がないという回答を得ていた。

亡くなる直前に通報したケアマネとその上司の方と面談をして家族はどのように考えているかを確認してほしいと伝えていたところだった。今回の対応は虐待防止マニュアルに沿い、調査権があるのは市の高齢者介護課になりますのでそちらと一緒に立入調査をすることになる。

会 長：市の方には通報後の対応窓口がある。

今の話をお聞きになって対応については、どのように考えるか。

委 員：虐待はないということは言い切れない。そのような事実は人から人へ伝わる。施設では外部に知らせたくない、防ぐということだと思う。窓口はあるということだが、まずはそこをしっかりと伝えること。情報が入った際は問題を整理して施設の方へ行って問題点を示してもらいたいと思う。伺っても施設は必ず虐待の事実はないと思うので、そのところの判断をしておく必要があると思う。この問題は言った言わないで済むことではないと思う。虐待といっても言葉のみなのか、たたくということなのか。そのあたりも精査してもらいたい。そのあたりを確認して施設に出向いて話をしてもらいたい。仮に違うということがあったとしても、それを言うに足る根拠があればと思う。言うことで変わることがあると思う。

委 員：高齢者虐待報告ですが、在宅と施設の内訳についてはどうなっているか。警察からの虐待の報告はどのようなものか。

事 務 局：在宅のみの件数で施設の報告はない。警察からは家族内のトラブル、障害がある子のケースがある。

委 員：虐待があった場合、言葉での虐待は判りづらいが、具体的にどんな言葉をかけられたのかを記録する。身体的なものであれば、ご家族が写真を撮ってもらえば客観的な証拠になると思う。

委 員：高齢者虐待状況報告を見ると、本人、家族からの件数が少ない状況である。そこを考えるとやはり、家族から連絡しづらい状況があるのだと思う。在宅での相談は、第三者から相談することが多いので、ケアマネと関係をスムーズにしておくことが良いと思う。何かあれば、ケアマネから相談するということが良いのではないかとと思う。

会 長：通報までの前の段階、通報後の対応についてよいシステムがないかということだと思う。

委 員：施設内の虐待の発見は難しいと思うが、中で虐待が起こるかどうかは施設の経営者の考え方一つだと思う。職員が予防策を持つとか、通報のシステムを作るのは施設長の考え方にあると思う。年に一度でも研修をし、経営者に意識づけをすることが大事だと思う。

委 員：勧告というわけではなく、経営者に意識づける研修会を開催するのが良いのではないかとと思う。また問題点を提示していくことも必要ではないかと思う。こういう事例があったと提起してもらいたいと思う。

副 会 長：虐待ケースを目のあたりにすることはあまりないわけだが、ケアマネは虐待かどうかは判断しない。虐待かどうか確認をしてくださいとして通報する。事実確認の段階で受け取り方にケアマネと市で意識の違いがあったのではないかとと思う。これは虐待ですと、通報していかなければいけないとなると、通報できなくなってしまう。事実の確認を上手にってもらいたいと思う。この事実が虐待であれば大変なことで、実際の対応を検討しないといけないと思う。

会 長：今後のことについて市のほうでの対応手順についての検討、介護保険事業所連絡協議会の中にケアマネ部会、施設部会とかあるので、施設部会については虐待問題の研修会を開くことを伝えたいと思う。直接的に察知できるのはケアマネ部会ではないかと思うので、こういう問題をどのようにしたらよいか、検討してもらいたいと思う。これらを宿題として検討した結果を次回報告していただけたらと思うがどうか。（異議なし）

### （３）安曇野市東部地域包括支援センター移転後の検証報告について

事 務 局：管内の要支援1.2の認定者283人にアンケートをとり、回収数150人、回収率は53%であった。居宅介護支援事業所の意見、各総合支所・保健センター等から意見をもらう。活動状況、訪問件数の増加と移設により公用車の走行距離が減少してきている。まとめとして移設によって、明科の一部が遠くなり不便となり答えているものの、利用者が身近に感じ相談しやすくなった。また居宅介護支援事業所も相談しやすく、心強い意見がある。地域包括支援センター移設したことは、住民にとっても関係機関にとっても良い結果が出てい

る。ただ、地域包括支援センターがまだ地域に浸透していない状況でより地域と密接にするための努力が必要である。

《質疑》

委員：居宅介護支援事業所からスーパービジョンを踏まえた研修会について意見があったが具体的にどのようなことをしてほしいというのがあるのか。

事務局：困難事例をみんなで検討したいとの意見があった。

(4) 地域包括支援センター3箇所目の設置の承認について

事務局：現在、2箇所目の設置で事業を行っている。H21年3月1日に豊科地域に移転した東部地域包括支援センターについて移転後の検証を踏まえて3箇所目の設置については生活圏域である担当地域内での設置が必要である。該当地域については三郷・堀金地域を予定している。

《質疑》

副会長：三郷地域の居宅介護支援事業所としては是非設置してもらいたいと思う。近くに相談窓口があることは非常にありがたい。現在は穂高まで来なくてはいけないので、遠い印象がある。ブロック会で担当してくれる保健師の方がいて相談しやすいが、近くにいることで安心感があるし、住民にとっても良いことだと思う。開設はいつ頃の予定か。

事務局：今回の承認を踏まえて、直営か委託を検討していきたいと思う。今後の予定となる。

委員：三郷と堀金にとのことだが、どちらに設置していくというのはあるか。

事務局：設置箇所につきましても、これから検討していく段階である。

委員：基本的には設置については、良いことだと思うが、今後新たに施設を作るのか職員を増やすのかそのあたりは気になる点。そのあたりはどうか。

会長：運営協議会の中で検討項目については、難しいことであると思う。私も新たな建物については必要だと思う。地域包括支援センターの設立当初で3箇所目の設置は予定としてある。設置については賛成か反対かが、この会議の審議になっていると思う。

委員：私も設置については賛成。お金の面で他方面の研究をしていただき設立に向けてもらえたらと思う。

課長：人口規模、生活圏域で3箇所は前から出ていた。本会議の所管事項で設置について承認事項がある。予定として3箇所目は直営か委託が決まっていないが、直営であれば現在ある市の施設内に設置する予定。

会長：承認ということで良いか。 …承認…

4 その他

副会長：予防ケアマネジメントの件数について確認をしたいが、委託もあるとのことだが、地域包括としては何件を受け持っているか理解すれば良いか。また一人としてはどのくらい持っているのか。

事務局：予防給付ケアマネジメント数は、市は171件、東部84件となっている。一人について、地区分担になっているので個人差がある。給付管理のある方については市では50件、東部40件くらい。未利用の方を入れますと平均市70件、東部は多いので80件くらいの件数を持っていると思う。合併前の旧町村のサービスのばらつきが地域での認定者に差が出ているのではないかと考える。また社会福祉士は市全体の権利擁護業務をすることがあるので、件数が少なくなっており多い方では、最大110件という件数を持っている状況。

副会長：110件は明らかに多いと思うが、仕事のバランスを考えると、体制面を今後考えていかななくてはいけないのではないのかなと思う。

会長：ケアマネの仕事は大事なのだが、一度やると大変で実際従事していない人がいると思う。

副会長：一緒に協働で仕事をしていくという体制ができるとうれしいと思う。仕事のバランスを考えると、ほかの業務に影響が出ているのかなと思う。

会長：今後、体制の検討もしていただけたらと思う。以上で会議を終わりにしたいと思う。